

マイナンバーカードの保険証利用について

- ・国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了します。
- ・国民健康保険証及び後期高齢者医療保険証は有効期限の令和7年7月31日まで利用できます。
- ・国民健康保険証及び後期高齢者医療保険証の方でマイナンバーカードをお持ちでない方、また、マイナンバーカードを持っていてもマイナ保険証として登録されていない方へは市から資格確認書をお送りいたします。
- ・社会保険証は経過措置として令和7年12月1日まで利用できます。

今後予定スケジュール

